



JAPAN P&I NEWS

外航組合員各位

ウクライナーバラスト水検査について (その3)

ウクライナのバラスト水検査に関する法律が改正されたとの情報を現地コレスポンデント **Dias Marine Consulting p.c.** および現地法律事務所 **ANK Law Office** より入手しましたので、ご案内します。

2019年4月28日から、ウクライナの領海や内水において分離バラスト水を規制されることなく排出することができるようになり、環境保護当局による分離バラスト水の検査は禁じられています（汚染物質の排出検査手順は **MARPOL 73/78** に準拠されます）。

ウクライナ政府は2019年3月27日に決議 **No. 367** 「商業活動の規制撤廃について」を閣議決定しました。本決議の目的は、商業活動に無用の混乱を招く過剰な公権力の行使を撤廃することで、本決議は、1996年2月26日付決議 **No. 269** 「投棄と汚染から内水と領海を保護する規則」を改正するものとして、2019年4月28日に施行されました。

しかし、今後も環境保護当局がこれまでと同様に本船へ接触することが予想されます。本船寄港中に環境保護当局とのトラブルに巻き込まれた際には、代理店もしくはコレスポンデントに速やかにご連絡することをお勧めします。

以上